



発信日	令和 8 年 5 月 8 日
担当部署	病院事業部
担当者	部長 上井 勉 事務局長 野口一成
電話番号	0869-22-5088 (直通)

診療報酬の返還について

このことについて下記のとおり報告します。

記

令和 7 年 6 月 4 日、当院は中国四国厚生局による「施設基準等に係る適時調査」を受け、「リハビリテーション実施計画書が作成されていないにもかかわらず診療報酬を請求しているのではないか」との疑義を受けました。この調査結果を真摯に受け止め、自己点検を実施したところ、当該診療報酬請求に該当する事例が確認されたため、該当する診療報酬を自主返還することと致しました。

この度、該当する金額や件数などの詳細がほぼ明確になりましたので、本件についてご報告申し上げます。

1. 疑義を受けた部分：

疾患別リハビリテーションの診療報酬を算定する上での要件として、「疾患別リハビリテーションの実施にあたり、医師による定期的な機能検査等をもとに効果判定を行い、リハビリテーション実施計画書をリハビリテーション開始後原則として 7 日以内、遅くとも 14 日以内に作成しなければならない。また、リハビリテーション実施計画書作成時およびその後 3 カ月に 1 回以上、患者またはそのご家族等に対し、当該実施計画書の内容を説明・交付し、その写しを診療録へ添付すること」が規定されています。

しかしながら、今回の調査において、リハビリテーション実施計画書が作成されていないまま一部の診療報酬を請求していた可能性がある旨、疑義を受けた次第です。

2. 返還する内容：

当院が返還を予定している具体的内容は以下のとおりです。速やかに返還手続きを進めてまいります。

- ・返還対象期間：令和 3 年 9 月診療分から令和 7 年 5 月診療分まで
- ・対象件数：202 件
- ・返還予定金額：3,521,710 円

3. 再発防止策：

本事象を厳粛に受け止め、再発防止を目的として以下の改善策を講じました。

- ・ 診療報酬請求業務の管理体制全般の見直し
- ・ 電子カルテシステムの改修を通じた請求管理の効率化
- ・ 患者およびそのご家族への説明手続きの再確認及び強化
- ・ 診療報酬請求業務のダブルチェック体制の導入
- ・ 全職員を対象とした教育・研修を通じた診療報酬請求業務の知識向上

これにより、院内での類似事案の発生防止に努めるとともに、今後同様の問題を二度と引き起こさないよう厳格な管理体制を構築してまいります。

4. 今後の対応：

当院は本事象を受け、以下の対応を予定しております。

- ・ 速やかに関係保険者に返還手続きを実施いたします。
- ・ 返還対象となる患者様およびそのご家族様へご連絡を差し上げ、適切な返還手続きを進めてまいります。

加えて、本件によってご迷惑をおかけした皆様への十分な説明を行い、信頼回復に努める所存です。本事象を心より反省し、患者様に安心してご利用いただける医療サービス提供を目指してまいります。

5. お問い合わせ先：

本件に関するご質問がございましたら、以下までお問い合わせください。

瀬戸内市民病院 事務局

電話番号：0869-22-5088

受付時間：平日 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

6. 院長のコメント：

この度は、市民病院に対する市民の信頼を著しく失墜させる事態となりましたことを、深くお詫び申し上げます。

患者様並びに関係者の皆様へ多大なご迷惑をおかけしたこと、心よりお詫び申し上げます。ご迷惑をおかけした皆様へは、十分な説明を行い、信頼回復に努める所存です。

今後このような不祥事が二度と起こらぬように全力で再発防止策を講じることで、より健全で信頼性の高い運営に取り組んでまいります。